

令和4年度第11回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和4年度第11回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和5年3月29日（水）13:30～

2. 開催場所

川本町役場 会議室

3. 出席委員

1番	福谷 善彦	委員	2番	釜田 雄二	委員
3番	松田 美知子	委員	4番	柴原 かな	委員
5番	浅原 幸雄	委員			

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

事務局

総会を開催するにあたり会長よりご挨拶をお願いします。

会長

天気が良い中、お集まりいただきありがとうございます。総会にあたりまして一言申し上げます。本日は年度末、最後の総会でございます。4年度を振り返りますと、コロナ感染、ウクライナ情勢がございますが、ウクライナ情勢によって世界的な食料危機があり、日本におきましても価格高騰など色々なことが起こった状況であり、そのような中で食料安全保障が重視されてきております。農地は国民の生きていく食料生産の場であります。川本町の農地の状況から見ると、農地は荒廃農地、遊休農地となってきており、耕作される方が減少・高齢化と進んでおります。農地法では農地を確保し、国民の食料を供給するため農地を大事にしないといけなく農業委員としては、農地法重視していかないといけないのではと思っております。

それでは令和4年度第11回川本町農業委員会総会を開催します。出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いいたします。

事務局

本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから本総会が成立することを宣言します。

会長

議事録署名委員の指名をします。2番釜田委員さん、5番浅原委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

2.5番委員

はい。

会長

本日、提出されている議事ですが、議案1件、報告事項1件です。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。この集積計画（案）の中に、私が申請者となっているのがございますので、退出いたします。議事進行を代わりに■■■■委員さんへお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

一同異議なし

■■■■委員
(会長代理)

集積計画（案）番号1・2は■■■■の案件になります。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認についてご説明します。資料2頁をご覧ください。令和5年3月23日付けで、令和4年度農用地利用集積計画第5号（案）の承認申請が出されました。全体で利用権の設定をおこなう方20者、利用権の設定を受ける方は7者、筆数は45筆、総面積は、■■■■㎡です。資料の3頁をご覧ください。番号1・2は、■■■■が当事者の案件となります。

番号1 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田5筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、使用貸借により再設定されます。

番号2 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田1筆、面積■■■■㎡を、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、使用貸借により再設定されます。場所については、資料の8頁をご覧ください。番号1・2ともに、■■■■地区にある県道■■■■線沿いにある農地です。資料9頁には、現地確認の写真を掲載しております。

それでは番号1と2については、先に審議をおこないたいと思いますのでよろしくお願い致します。

■■■■委員
(会長代理)

先日、現地確認に行ってきましたが、特に問題もなく整備もされておられますので昨年に引き続き耕作していただけたらと思います。何かご意見等ございますか。無いようでしたら番号1・2について、採決をとります。承認してよろしければ、挙手を持ってお願いいたします。

全員挙手

委員
(会長代理)
事務局

全員挙手ということで承認いたします。

会長にお戻りいただきます。

会長

それでは、続いて番号3から説明を事務局よりお願いします。

事務局

番号3 利用権の設定をおこなう者は、**■**さんの妹さんである**■**さん、利用権の設定を受ける者は、**■**さんです。**■**さんのほうから**■**さんと利用権設定をしてほしいとの意向があり、妹さんの名義になっています。田1筆、畑1筆、面積は**■**m²を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、新規で使用貸借で設定します。場所については、11頁をご覧ください。**■**地区の県道**■**線沿いの**■**さん家の前となっております。現地確認を**■**委員、**■**委員と行き、現地確認写真を次頁に掲載しております。

番号4 利用権の設定を行う者は**■**さん、利用権の設定を受ける者は**■**さんです。**■**さんが所有する田3筆、面積**■**m²を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、賃貸借（玄米30kg）により再設定されます。

番号5 利用権の設定を行う者は**■**さん、利用権の設定を受ける者は**■**さんです。**■**さんが所有する田3筆、面積**■**m²を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、賃貸借（玄米60kg）により新たに設定されます。農地の場所は、15頁をご覧ください。**■**地区から**■**に上がる町道の**■**集会所の手前と集会所の前の農地となります。こちらも現地確認を**■**委員、**■**委員と行き、現地確認写真を次頁に掲載しております。

番号6 利用権の設定を行う者は**■**さん、利用権の設定を受ける者は**■**さんです。**■**さんが所有する畑2筆、面積**■**m²を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は24頁をご覧ください。**■**地区にある**■**さん宅前の農地と**■**さんの家の前にある堤防沿いの農地です。

番号7 利用権の設定を行う者は**■**さん、利用権の設定を受ける者は**■**さんです。**■**さんが所有する畑1筆、面積**■**m²を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は、**■**さんの家の前で堤防沿いにある農地です。

番号8 利用権の設定を行う者は**■**さん、利用権の設定を受ける者は**■**さんです。**■**さんが所有する畑2筆、面積**■**m²を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、使用貸借により再設定されます。農地については、先ほどの番号7と同じ場所です。

番号9 利用権の設定を行う者は**■**さん、利用権の設定を受ける者は**■**さんです。**■**さんが所有する畑1筆、面積**■**m²を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、使用貸借により再設定されます。農地は、先ほどと同じ場所です。

番号10 利用権の設定を行う者は**■**さん、利用権の設定を受ける者は**■**さんです。**■**さんが所有する田1筆、面積**■**m²を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は、高齢者

センター近くの農地となります。

番号11 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は、■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑2筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、使用貸借により新たに設定されます。農地の場所は、番号10と同じ場所です。

番号12 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は、■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑1筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、使用貸借により新たに設定されます。農地の場所は、■■■■さんの家の前の堤防沿いとなります。

番号13 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は、■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑1筆、面積■■■■の内■■■■㎡を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は、資料36頁をご覧ください。■■■■さんの家の後ろの農地です。

番号14 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田1筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は、高齢者センターの前の農地です。

番号15 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑1筆、面積■■■■の内■■■■㎡を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は、番号14と同じ場所です。

番号16 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑1筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は番号15の横の場所です。

番号17 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田1筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は番号16の横の場所です。

番号18 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑1筆、面積■■■■㎡の内■■■■㎡を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は番号17の横の場所です。

番号19 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑2筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は番号18の横の場所です。

番号20 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑2筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は番号19の横と■■■■前の場所です。

番号21 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑1筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和

7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は番号20と同じ場所です。

番号22 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田2筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は番号21の横の場所です。

番号23 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田2筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は資料40頁をご覧ください。

番号24 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田2筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、使用貸借により再設定されます。農地の場所は番号23と同じ場所です。

番号25 利用権の設定を行う者は■■■■さん、利用権の設定を受ける者は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田3筆、畑1筆、面積■■■■㎡を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、新規の使用貸借により設定されます。農地の場所については、資料43頁をご覧ください。現地確認を■■■■委員さんと■■■■委員さんと一緒に行き、現地確認の写真については44頁に掲載しております。

以上で説明を終わります。

会長

件数が多く書類確認の時間をとりますので、お目通しをお願いします。

各自書類確認

会長

お目通しただけでしょうか。何かご質問等ございませんか。確認ですが、番号3の申請書の所有者は■■■■さんで申請者は■■■■さんと兄妹の関係ですが、なぜそのようなになっているのでしょうか。

事務局

■■■■さんの方から申し出があり、■■■■さんと利用権設定をしてもらいたいと伺っております。

会長

利用権設定は所有権を持っている人がするべきことではないでしょうか。亡くなられてはいけませんよね。

事務局

この先、■■■■さんに譲るということを言われておられます。戸籍からも兄妹であると確認しており、今回そのような申請となりました。

会長

所有者の方が何かしら理由書を添付された方がいいのではないのでしょうか。

事務局

番号3については、今回は外して次回、再提出します。

会長

資料17頁が貸付者の名前と生年月日が違うのではないのでしょうか。

事務局

申請の途中で貸付者が亡くなり、息子さんの■■さんが相続されましたが、名前しか訂正しておりませんでした。生年月日も訂正しときます。

会長

他にございませんか。無いようでしたら議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、承認してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いいたします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、承認することを認めます。続きまして、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料1頁をご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出が今回、7件提出されております。

1件目、申請者は■■地区の■■さんです。■■さんは、亡くなられた■■さんの配偶者で今回、■■地区にある畑1筆、総面積■■㎡を相続されました。

2件目、申請者は■■地区の■■さんです。■■さんは亡くなられた■■さんのお子さんで今回、■■地区にある田2筆、畑1筆、合計3筆、総面積■■㎡を相続されました。

3件目、申請者は■■地区の■■さんです。■■さんは、亡くなられた■■さんのお子さんで今回、■■地区にある田9筆、畑7筆、総面積■■㎡を相続されました。

4件目、申請者は■■市の■■さんです。■■さんは、亡くなられた■■さんのお子さんで今回、■■地区にある田5筆、総面積■■㎡を相続されました。

5件目、申請者は■■地区の■■さんです。■■さんは、亡くなられた■■さんのお子さんで今回、■■地区にある田3筆、畑11筆、総面積■■㎡を相続されました。

6件目、申請者は■■町の■■さんです。■■さんは亡くなられた■■さんのお子さんで今回、■■地区にある田5筆、畑5筆、総面積■■㎡を相続されました。

7件目、■■在住の■■さんです。■■さんは亡くなられた■■さんの配偶者で、今回、■■地区にある田1筆、畑2筆、総面積■■㎡を相続されました。

以上で説明を終わります。

会長

事務局より説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。無いようでしたら報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、受理してよろしいでしょうか。

一同異議なし

会長

それでは受理いたします。以上で、本日提出された議案・報告事項については、一部を除き、承認・受理いたしました。

「その他」について、事務局よりお願いします。

「その他」

○前回、農業委員会総会での現地確認（ 地区）について

◇次回総会の開催日について

令和5年4月27日（木） 13：30～大会議室

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
